

広島県告示第五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年一月三十日

庄島縣知事 湯嶋英彥

所在 地	土砂災害警戒区域	区域の名称	川谷(六六)	四〇)
広島県三原市本郷町上北方地内	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	川谷(六六)
表区域示の	表区域示の	表区域示の	次の図のとおり	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	川谷(六六)
号三律の土戒定第区域年施推砂区す九条の表区域で政行進災域等害土砂災害に關防に砂二示定令令に關止お災害にび定め第平する事十成る對ける法策る警規法	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九条の表区域で政行進災域等害土砂災害に關防に砂二示定令令に關止お災害にび定め第平する事十成る對ける法策る警規法	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九条の表区域で政行進災域等害土砂災害に關防に砂二示定令令に關止お災害にび定め第平する事十成る對ける法策る警規法	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。